

加美町森林整備計画書 (変更計画)

令和 6 年 3 月 策定

令和 7 年 4 月 変更 (第一次)

令和 8 年 4 月 変更 (第二次)

計画期間 (自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 16 年 3 月 31 日)

宮 城 県
加 美 町

この加美町森林整備計画書は、森林法(昭和26年法律第249号)第十条の六第3項の規定に基づき、次のとおり変更する。

なお、この計画は、令和8年4月15日から適用する。

第二次変更計画のあらまし

- 一部ゾーニング（公益的機能別施業森林等）の見直しに伴い、計画の変更を行っています。
- 森林面積の異動等により、「Ⅰ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」「Ⅱ 森林の整備に関する事項」「Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項」等について変更しています。